

「(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書」
に対する国土交通大臣意見

(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業（以下「本事業」という。）は、大阪府が、新たな産業・物流用地を創出するため、大阪湾の阪南港港湾区域内において、約 50ha の公有水面の埋立てを行うものである。

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、埋立候補地の複数案として A～C 案の 3 案の想定区域が設定されており、A 案及び C 案については、大阪湾奥部に面しており、B 案については、周囲を既設護岸で囲まれた貯木場内の水域となっている。本事業の検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 港湾計画変更の必要性の検討

本事業の検討に当たり、埋立候補地の複数案として A～C 案の 3 案の想定区域が設定されているが、3 案の中から埋立地を選定し、対象事業実施区域を設定するに当たっては、現在の阪南港港湾計画において、本事業に関する計画が位置づけられていないことから、速やかに港湾計画を変更した上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。

(2) 対象事業実施区域の設定

本事業の検討に当たり、埋立候補地の複数案として A～C 案の 3 案の想定区域が設定されているが、3 案の中から埋立地を選定し、対象事業実施区域を設定するに当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 水環境に対する影響

A 案及び C 案については、大阪湾奥部における水質及び潮流に影響が生じるおそれがあり、B 案については、貯木場内の閉鎖性が高まり、大津川河口における水質に影響が生じるおそれがあることから、本事業の実施に伴い水環境への影響が懸念される。

このため、本事業の検討に当たっては、水環境に関する調査を行い、詳細な潮流

及び水質シミュレーションにより影響を定量的に把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて埋立地の形状を決定する等、水環境に対する影響を回避・低減するとともに、適切に環境保全措置を講ずるよう努めること。

(2) 動物及び生態系に対する影響

A案及びC案の想定区域の周辺には、「ちきりアイランド人工干潟」が存在し、A案及びB案の想定区域の周辺には、「大津川河口の干潟」といった重要な自然環境のまとまりの場が存在することから、埋立てに伴う直接改変及び水環境の変化、工事の騒音、濁水等の影響による水鳥等の動物・生態系への影響が懸念される。

このため、本事業の検討に当たっては、想定区域及びその周辺における動物及び生態系に関する調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、改変区域を最小限とするとともに、濁水防止策を実施する等、動物及び生態系に対する影響を回避・低減するための環境保全措置を講ずるよう努めること。

(3) 埋立ての抑制

A～C案の想定区域は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）で定める瀬戸内海に位置しており、瀬戸内海における埋立ては、「瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について（答申）」（昭和49年5月9日瀬環審第12号。以下「基本方針」という。）において、厳に抑制すべきであるとされている。

本事業の実施に当たっては、基本方針の趣旨を踏まえ、埋立面積の低減を図るとともに、新たな埋立てが行われることのないよう、関係機関等に対し、情報提供等必要な措置を講ずるとともに、瀬戸内海における新たな埋立てを可能な限り回避するよう努めること。

さらに、埋立てに使用する埋立土砂には、府内外の他事業から発生する土砂を最大限使用するとともに、土砂を採取等する場合には、環境影響を最小限に抑えるよう努めること。

加えて、「瀬戸内海環境保全基本計画」（令和4年2月閣議決定）にも記載されているとおり、水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、施工性及び経済性等も考慮しつつ、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用等により、環境影響を極力低減するよう努めること。

「(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業(以下「本事業」という。)は、大阪府が、新たな産業・物流用地を創出するため、大阪湾の阪南港港湾区域内において、約 50ha の公有水面の埋立てを行うものである。

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)は、埋立候補地の複数案として A～C 案の 3 案の想定区域が設定されており、A 案及び C 案については、大阪湾奥部に面しており、B 案については、周囲を既設護岸で囲まれた貯木場内の水域となっている。

また、A 案及び C 案の想定区域の周辺には、「ちきりアイランド人工干潟」が存在し、A 案及び B 案の想定区域の周辺には、「大津川河口の干潟」といった重要な自然環境のまとまりの場が存在する。

以上を踏まえ、本事業の検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

本事業の検討に当たり、埋立候補地の複数案として A～C 案の 3 案の想定区域が設定されているが、3 案の中から埋立地を選定し、対象事業実施区域を設定するに当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

(3) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 水環境に対する影響

A 案及び C 案については、大阪湾奥部における水質及び潮流に影響が生じるおそれがあり、B 案については、貯木場内の閉鎖性が高まり、大津川河口における水質に影響が生じるおそれがあることから、本事業の実施に伴い水環境への影響が懸念される。

このため、本事業の検討に当たっては、水環境に関する調査を行い、詳細な潮流及び水質シミュレーションにより影響を定量的に把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて埋立地の形状を決定する等、水環境に対する影響を回避・低減するとともに、適切に環境保全措置を講ずるよう努めること。

(2) 動物及び生態系に対する影響

A案及びC案の想定区域の周辺には、「ちきりアイランド人工干潟」が存在し、A案及びB案の想定区域の周辺には、「大津川河口の干潟」といった重要な自然環境のまとまりの場が存在することから、埋立てに伴う直接改変及び水環境の変化、工事の騒音、濁水等の影響による水鳥等の動物・生態系への影響が懸念される。

このため、本事業の検討に当たっては、想定区域及びその周辺における動物及び生態系に関する調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、改変区域を最小限とするとともに、濁水防止策を実施する等、動物及び生態系に対する影響を回避・低減するための環境保全措置を講ずるよう努めること。

(3) 埋立ての抑制

A～C案の想定区域は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）で定める瀬戸内海に位置しており、瀬戸内海における埋立ては、「瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について（答申）」（昭和49年5月9日瀬環審第12号。以下「基本方針」という。）において、厳に抑制すべきであるとされている。

本事業の実施に当たっては、基本方針の趣旨を踏まえ、埋立面積の低減を図るとともに、新たな埋立てが行われることのないよう、関係機関等に対し、情報提供等必要な措置を講ずるとともに、瀬戸内海における新たな埋立てを可能な限り回避するよう努めること。

さらに、埋立てに使用する埋立土砂には、府内外の他事業から発生する土砂を最大限使用するとともに、土砂を採取等する場合には、環境影響を最小限に抑えるよう努めること。

加えて、「瀬戸内海環境保全基本計画」（令和4年2月閣議決定）にも記載されているとおり、水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、施工性及び経済性等も考慮しつつ、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用等により、環境影響を極力低減するよう努めること。